

まえがき

改正土砂災害防止法が平成 23 年 5 月に施行され、大規模な土砂災害が急迫〔天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地すべり等〕した場合には、緊急調査を実施し、緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ通知・一般へ周知することとなった。

平成 23 年は、実際の災害においても、平成 23 年 1 月に霧島山（新燃岳）が噴火し広い地域で降灰した。平成 23 年 3 月 11 日にはマグニチュード 9 の東北地方太平洋沖地震が発生した。さらに、9 月には紀伊半島において平成 23 年台風 12 号による豪雨で 17 箇所の河道閉塞が発生し、うち 5 箇所において土砂法改正後全国初の河道閉塞での緊急調査が実施されるとともに土砂災害緊急情報が初めて出された。また地すべり災害においても、翌平成 24 年 3 月に新潟県上越市国川で地すべりが発生して、新潟県が地すべり災害初の土砂災害防止法の緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を関係市町村へ通知した。この 1 年程の間に、火山噴火、大規模な河道閉塞、大規模地すべりと、改正土砂災害防止法が対象とする災害が、全て発生した。

我が国は、このように多様で激甚な土砂災害が多く発生する状況にあることから、土砂災害への対応等をより効果的かつ適切に実施するためには、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、砂防関係研究機関、地方整備局、直轄砂防事務所、都道府県砂防所管課等が、それぞれで抱える問題やその解決方策、新たな調査手法や新技術・新工法等について、幅広く議論し情報を共有化するとともに、現在事業実施上懸案となっている課題を、関係技術者とディスカッションすることにより、問題点を抽出しその解決策を検討することが重要である。

本資料は、このような背景から平成 24 年 10 月に開催された「第 24 回砂防研究報告会」の概要、及び国土交通省の砂防事業担当事務所、地方自治体の砂防所管課等が平成 23 年に実施した調査概要を取りまとめたものである。

本資料の「平成 23 年度に実施された砂防関係調査の概要」は国土交通省の砂防事業担当事務所、地方自治体の砂防所管課等に作成をご協力頂いた。関係諸氏に御礼を申しあげます。